

令和6年（2024年）能登半島地震に関する義援金について

令和6年（2024年）能登半島地震の発生を受け、外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等からの義援金について、以下の方法により、義援金を受け入れております。

1 在ハンブルク総領事館による義援金の受け入れ

（1）当館では、以下の義援金受入口座を開設しました。振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特にご希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください（記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます）。

【ユーロ口座情報】

BANK: DEUTSCHE BANK

Kontoinhaber: Japanisches Generalkonsulat

IBAN: DE85 1007 0100 0329 5128 00

BIC (SWIFT-CODE): DEUTDEBB101

（2）受領証を希望される場合は、送金後、当館宛（hh-konsulat@hb.mofa.go.jp）に以下の情報をご連絡ください。

なお、日本政府宛及び日本赤十字社宛いずれの義援金とも、ドイツ国内における税の控除対象とはなりませんのでご了承願います。

- ・ 件名に「義援金（受領証希望）」と記載
- ・ 送金者名
- ・ 連絡先（住所又はメールアドレス）
- ・ 金額
- ・ 送金日
- ・ 送金元銀行名

2 被災地の各地方公共団体による義援金受け入れ口座

被災地の各地方公共団体においても、義援金受け入れ口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPをご確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>